

新大阪駅営業二科における 半休付与について申し入れ！

1月29日、新幹線関西地本は関西支社に対して「半日単位の年休不承認に関する申し入れ」を行いました。

申し入れの内容は、新大阪駅営業二科で勤務する組合員が半日単位の年休（半休）を申し込みました。ところが会社は「代務者が必要な職場では半休は付与しない」という理由で半休を付与しませんでした。

しかし、営業二科は会社が理由としている代務者が必要な職場ではありません。営業二科は、約10年前に余剰人員対策として車椅子と案内所の担当として発足しました。余剰人員対策として発足したという経緯もあり、現在に至っても新大阪駅の基準人員には含まれていません。そのため必要な要員数も曖昧で、要員が足りないときは車椅子担当の要員を省くこともあります。

このような営業二科の位置づけや仕事内容からすれば、半休（年休）を付与した時に代務者がどうしても必要となるような職場ではありません。

東京駅・新横浜駅の営業二科では 半休は付与されている！ 新大阪駅も半休を付与すべきだ！

新大阪駅営業二科と同じく基準人員外で、車椅子や遺失物を担当している東京駅営業二科・三科と新横浜駅営業二科では半休は付与されています。

半休を取得した社員は、勤務種別を半 A（9：00～12：45）、半 B（13：45～17：30）として、3時間45分の労働時間で車椅子や遺失物の仕事をしています。もちろん半休を付与したことによる代務者はいません。

以上のように、新大阪駅営業二科において半休を付与出来ない理由は一切存在しません。会社は直ちに東京駅や新横浜駅と同じく新大阪駅営業二科においても半休を付与すべきです。